

裾野駅西地区で建築等を行うとき

裾野駅西土地区画整理事業の施行地区内で、建築行為等を行う場合、その内容によって次の申請及び届出が必要です。また、建築物等の確認申請、屋外広告物申請などが必要となる場合があります。

申請・届出が必要な建築行為等の種類

○印が申請・届出が必要な建築行為等

申請及び届出 建築行為等の種類	土地区画整理法 76 条許可申請	裾野駅西地区計画の区域内における行為の届出
土地の区画形質の変更	○ 土地の掘削、切土、盛土など	○ 土地の分割、切土、盛土等で 1,000 m ² 未満のもの
建築物の建築・工作物(看板、案内板、広告塔など)の建設	○	○
建築物の用途変更		○ 用途変更後の建築物が、用途の制限に適合しないこととなる場合に限る
建築物・工作物の形態意匠の変更		○ 建築物の外壁及び屋根の色彩の変更
公共施設内の構造物の設置	○ 道路占用・河川占用	
移動の容易でない物件の設置・たい積	○ 重量5トン以上	

申請・届出先

土地区画整理法 76 条許可申請: 裾野市建設部駅周辺整備課

裾野駅西地区計画の区域内における行為の届出: 裾野市建設部都市計画課

〒410-1118 裾野市佐野 1059 裾野市役所 2F

申請・届出にあたっては、区画整理課窓口へ直接ご提出くださるか郵送でご提出ください。郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒等を一緒にご送付ください。

届出の期日

- 【地区計画】工事(行為)着手の 30 日前まで
- 地区計画届出、76 条許可申請ともに該当する場合、同時に提出することができます。

提出書類

申請書・届出書は、正副 2 部を提出してください。適合通知書・許可書と共に 1 部を返却します。

■ 申請書・届出書

76 条許可申請	土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書(様式 1)
地区計画届出	裾野駅西地区計画の区域内における行為の届出書

市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

URL

■ 添付図書(○印が必要な図書)

当該行為 申請・届出	土地の区画形質の 変更		建築物の建築・工作物の 建設		建築物用途変更、 建築物・工作物の 形態意匠変更	公共施設内 の構造物の 設置
	76 条	地区計画	76 条	地区計画	地区計画	76 条
位置図	○	○	○	○	○	○
	・ 申請行為を行う土地の区域図(指定済み仮換地の場合は仮換地区)					
配置図 縮尺:1/200 以上			○	○	○	
	・ 土地地番、敷地及び換地予定境界線 ・ 建築物・工作物の位置、排水系統の位置、垣・柵の位置 ・ 敷地に接する道路及び計画道路の位置・幅員 ・ 建築物壁面と道路境界・隣地との距離 ・ 前面道路最高点より敷地地盤面の高さ					
敷地求積図 縮尺:1/200 以上		○		○		
平面図 縮尺:1/200 以上	○	○	○	○	○	○
	・ 造成計画平面		・ 各階平面			
立面図 縮尺:1/100 以上			○	○	○	
	・ 2 面以上 ・ 外壁及び屋根の色彩、高さ、軒高、垣又は柵の構造、盛切土の高さ					
縦横断図	○	○				○
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【地区計画】チェックリスト ・ 【76 条】自己所有地以外の場合、所有者の土地使用承諾書(任意様式) ・ 代理人が手続きする場合は委任状(任意様式) 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面復旧図 ・ 現況写真

裾野市建設部駅周辺整備課

お問い合わせ

〒410-1192 裾野市佐野 1059 裾野市役所 2F

Tel.055-994-1274 Fax.055-994-1279 Mail:shigaichi@city.susono.shizuoka.jp